

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
鳥取県収入証紙規則の一部改正
地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇告示 麻の指定
昭和二十九年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算
家畜傳染病予防注射の実施
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第三十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表百四十七の次に百四十八、百四十九として次のように加える。

百四十八 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）
第四条第一項第四号又は同条第二項の規定に基く肥料登録手数料。

- 1 肥料取締法第四条第一項第三号に係るもの 五百円
 - 2 肥料取締法第四条第一項第四号に係るもの 千円
- 百四十九 肥料取締法第四条第一項第四号又は同条第二項の規定に基く登録に係る肥料登録有効期間更新手数料

- 1 肥料取締法第四条第一項第三号に係るもの 二百五十円
- 2 肥料取締法第四条第一項第四号に係るもの 五百円

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月二十六日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の五の次に次の二号を加える。

(六) 道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路

一時使用許可証交付手数料条例に基づく手数料

(七) 警察保安関係許可手数料条例に基づく手数料

別表第一の三のハ 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月

一日から適用する。

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十三号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一

部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「但し、民生課関係中第六十七号から第六十九号まで」を「但し、民生課関係中第六十九号から第七十一号まで」に改める。

同条民生課関係中第三十一号を第三十三号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ第三十号の次に次の二号を加える。

三十一 身体障害者に対する更生医療給付に関するこ
と。（但し、身体障害者福祉法による指定医療機関

に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く。）

（身障法一九）

三十二 戦傷病者に対する更生医療給付に関すること

（但し、身体障害者福祉法による指定医療機関に支

払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く。）（戦

傷法一七）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百五十号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による廢を、次のとおり昭和二十九年七月一日指定した。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百五十一号

昭和二十九年七月一日定例県議会の議決を経た、昭和二十九年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、及び昭和二十九年特別会計発電事業歳入歳出追加予算、同県立中央病院事業歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和29年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳 入

1 項 科 目 追加(更正)予算

1 項 科 目 195,577,680

1	普通	税	8,317,000		
4	地方交付	税	187,260,660		
6	国庫支出	金	19,528,000		
2	国庫補助	金	19,000,000		
3	委託	金	528,000		
	歳入合計		215,105,660		
	歳出				
1	歳入	科目	追加(更生) 予算		
1	議	会費	550,000		
1	果	会費	550,000		
2	片	費	201,000		
5	東京	事務所費	201,000		
3	警	察消防費	197,956,660		
1	公	安委員	△ 187,200		
3	警	察職員	183,143,860		
4	警	察行政	35,000,000		
4	教	育費	1,000,000		
5	教	育施設	1,000,000		
14	教	育施設	1,000,000		
6	社会及び	労働施設費	220,000		
2	社会	福祉費	180,000		
6	世	話費	40,000		
8	産業	経済費	14,080,000		
1	農	政費	200,000		
4	水	産業費	180,000		
7	商	工業費	13,700,000		
11	選	挙費	570,000		
1	選	挙管理	70,000		
2	海	区漁業	500,000		
13	諸	支出	528,000		
3	地	方振	528,000		
	歳出合計		210,105,660		
	(1) 昭和29年度特別会計発電事業費歳入歳				
	出追加予算				
4	歳	入	追加(更正) 予算		
4	果	債	11,234,008		

1	果	債	11,234,008		
	歳入合計		11,234,008		
3	歳	出			
1	前	年度繰上	11,234,008		
	歳出合計		11,234,008		
	(2) 昭和29年度特別会計果立中央病院事業				
	費歳入歳出追加予算				
1	歳	入	追加(更正) 予算		
1	使	用科	13,118,671		
1	使	用科	13,118,671		
	歳入合計		13,118,671		
2	歳	出			
2	前	年度繰上	13,118,671		
	歳出合計		13,118,671		
	追加(更正) 予算				
2	前	年度繰上	13,118,671		
	歳出合計		13,118,671		

鳥取県告示第三四五十二号
 次のように流行性脳炎予防注射、豚コレラ予防注射及びびめん山羊腰麻痺予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、馬、豚及びびめん羊、山羊の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年七月十三日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 流行性脳炎、豚コレラ及びびめん山羊腰麻痺の予防のため
- 二 実施区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜種類及び範囲
- 1 流行性脳炎予防注射—馬
 - 2 豚コレラ予防注射—豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く
 - 3 めん山羊腰麻痺予防注射—めん羊、山羊

四 実施の期日 別表のとおり
五 注射の別及びその方法

1 流行性脳炎予防注射—皮下注射法

2 豚コレラ予防注射—クリスタルバイオレット予
防液 皮下注射

3 めん山羊腰麻痺予防注射—アンチモン剤 静脈
注射

別表 一 流行性脳炎予防注射

実施期日	時 間	実施区域	実施場所
七月二十三日	九、〇〇	旧成美村	同上
"	一三、〇〇	旧赤碓町	"
"	九、〇〇	旧浦安町	"
"	一三、〇〇	旧下郷村	"
"	九、〇〇	東郷町	"
二十四日	"	旧社 村	"
"	"	旧倉吉町	"
二 豚コレラ予防注射			
七月十六日	九、〇〇	旧舎人村 旧花見村	同上

"	"	"	"	十七日	"	旧宇野村
"	"	"	"	十九日	一〇、〇〇	上中山村
"	"	"	"	二十日	九、〇〇	旧安田村
"	"	"	"	二十一日	"	旧下北条村
"	"	"	"	"	"	旧浦安町
"	"	"	"	"	"	旧上郷村
"	"	"	"	"	"	旧下郷村
"	"	"	"	"	"	羽合町
"	"	"	"	二十二日	"	"
"	"	"	"	二十六日	"	下中山村
"	"	"	"	"	"	旧成実村
"	"	"	"	二十七日	"	旧東郷松崎村
"	"	"	"	"	"	旧八橋町
三 めん山羊腰麻痺予防注射						
実施期日		実施区域		実施場所		
七月十六日		旧米沢村		同上		
"		八郷村		"		
"		旧溝口町		"		

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年七月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

日 時 昭和二十九年七月十四日

場 所 鳥取市久松閣

議 題 海区漁業調整委員会委員の選挙について

その他

